



氏 名
速水 幹由

事務所 速水法律事務所
住 所：東京都渋谷区初台 1-51-1
初台センタービル 416 号

電 話：03-5334-7517

F A X：03-5334-7520

主 な 経 歴 （登録年月日、弁護士会活動や主な公益活動等）

昭和59年4月4日弁護士登録
平成11年東京弁護士会常議員
平成11年日本弁護士連合会代議員

主 な 取 扱 い 分 野

1.公害 2.日照 3.クレサラ 4.労働（労・使） 5.行政 6.税務 7.借地借家
8.海事 9.倒産 10.独禁法 11.涉外 12.親族 13.相続 14.著作権
15.工業所有権 16.医療問題 17.民暴 18.建築紛争 19.消費者 20.交通事故
21.PL 22.コンピュータ 23.労災 24.不動産取引 25.金融取引 26.ドメ
スティックバイオレンス 27.セクハラ 28.その他（インターネット関連）

※該当する分野を選択してください。

あっせん・仲裁人のメッセージ

「戦争は外交の延長である」という言葉がありますが、「訴訟はビジネスの延長である」という言い方もできると思います。ビジネス紛争でも、戦争（訴訟）を始める前に、ソリューション選択肢の一つとして、裁判外紛争解決手段（ADR）である弁護士会によるあっせん手続等の活用も検討されてはいかがでしょうか。

当会は、貴職から頂いた個人情報を以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

1. 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか、紛争解決センターでのあっせん手続・仲裁手続において、当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合、あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧、交付等による提供を行います。
2. 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し、当事者に提供することがあります。
3. 各種事務連絡、研修等ご案内を行うために利用することがあります。